

清華簡『鄭武夫人規孺子』に関する初歩的考察

小寺 敦

はじめに

清華簡『鄭武夫人規孺子』は、非發掘簡¹である清華簡の報告書シリーズ『清華大學藏戰國竹簡』の第6冊に含まれる一篇である。これは楚簡に見られる少なからざる篇と同じく、傳世文獻でいえばほんの1節、1エピソード程度の分量しかない小篇である。だが短編ではあるものの、本篇は傳世文獻には見えない内容、つまり文獻の傳承過程で失われてしまった情報を含む点において、大きな價値を有する。

本篇については報告書を始めとして、既にそれなりの分量の先行研究が存在するが、研究によって内容理解にかなりの幅があるのもその特徴といえる。本篇を検討の俎上に載せるにあたり、まずは釋文を作成する必要があるが、その作業は別稿にて行い、筆者なりの解釋を打ち出している²。本稿はそれを土臺として執筆したものである。

『鄭武夫人規孺子』の記事に関連する情報は、傳世文獻の『左傳』『史記』、出土文獻の清華簡『繫年』『鄭文公問於太伯』甲・乙篇にも見える。相互の内

¹ 正式な科學的發掘を経ない「非發掘簡」に関する問題点については、大西克也「非發掘簡を扱うために」(『出土文獻と秦楚文化』8、東京、2015年3月) 參照。

² 小寺敦「清華簡『鄭武夫人規孺子』譯注」(『東洋文化』99、東京、2019年3月(予定))。『鄭武夫人規孺子』に関する先行研究についてもこれを參照されたい。本稿における『鄭武夫人規孺子』の引用文は、その釋讀をもとにしている。

容を比較することで『鄭武夫人規孺子』の特色が浮かび上がり、またそれらの記事の異同の原因を解明する手掛かりともなる。そうした記事の異同は、個々の文獻を編纂した人々の状況を背景としていることからくるものであろう。従って、この異同の由來、つまり成書年代を始めとする本篇の成立事情を追求することにより、本篇のような説話の形成過程を明らかにすることができる。そしてその形成過程が明確になることにより、先秦時代における本篇を含むと想定される文獻ジャンルのあり方も窺うことができよう。

そこで本稿ではまず『鄭武夫人規孺子』の内容をたどり、次いでその成立年代を議論し、それから資料的性格についての検討作業を行う。その上で、先秦時代における史書成立に關する状況の一端を窺うこととしたい。

1. 清華簡『鄭武夫人規孺子』の概略

報告書の整理者によれば、清華簡『鄭武夫人規孺子』についての基本情報はおおよそ次の通りである³。

本篇は全體で竹簡 18 本からなる。背面の劃綫の痕跡から第 15 號簡が缺けているから、元は全篇 19 本である。竹簡の保存状態は良好で、文字は判讀しやすい。もともとの完全な竹簡としての長さは約 45cm、幅 0.6cm で、3 本の編繩がある。竹簡背面に 3 本の劃綫の痕跡があり、編號は付されていない。竹簡の配列順は、整理者がその内容と劃綫の痕跡とによって決めた。もともと篇題はなく、『鄭武夫人規孺子』は整理者が命名したものである。本篇は春秋初期、鄭武公が亡くなって下葬される前後に、鄭武夫人らが嗣君の莊公を訓戒するありさまと莊公の様子を描く。

本篇の説話の流れはおおよそ以下の通り。主に武姜（武夫人）らが、鄭莊公が先君の鄭武公の統治経験を汲み、喪に服する間は大夫老臣に實權を譲るよう、鄭武夫人が戒める。それから邊父の 2 度の訓戒に及び、初めは諸大夫

³ 清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』(陸)(中西書局、上海、2016年4月)103頁。

に先君の葬儀を慎んでとり行うことを申し渡し、次は沈黙する嗣君に大臣達の憂慮を伝える。篇末では、莊公が邊父に答え、諸大夫に先君を畏れ敬うよう忠告し、また彼らが自分の意志に従うことを求める。全篇が對話形式を主體とし、對話の間に関連する史話が挿入される。史料上の鄭武公・武姜の嗣君繼承問題における觀點は齟齬し、記事は簡略で、本篇の描く内容は見えない。よって本篇は春秋時代の鄭國の歴史、特に武公死後の嗣君を巡って展開する権力鬭争を明らかにすることについて、大いに資料價値を有する。

整理者が、背面の劃綫の痕跡から第 15 號簡が缺けているとする點については、既に疑問が呈されている⁴。ただ第 9 號簡の扱いにより、竹簡に缺落はなく現状のまま 18 とするか、少なくとも 1 本の脱簡があるとするかに説が分かれており、筆者は少なくとも 1 本の脱簡が存在することを想定している⁵。

個人名のある登場人物は、鄭武公（他稱として「(吾) 先君」「(吾) 君」）・武夫人（自稱として「老婦」）・孺子（又は「君」、他稱として「(吾) 君」）・鼻父⁶の 4 名であり、これに若干名の大夫が間接的にこの説話に加わる。個人名のある 4 名については鼻父を除き、傳世文獻に對應する人名が見える。鄭武夫人とは『左傳』隱公元年や『史記』鄭世家に見える鄭武公夫人武姜、孺子は武公と武姜との子、鄭莊公に比定される。

鄭については、『史記』鄭世家に、

鄭桓公友者、周厲王少子而宣王庶弟也⁷。宣王立二十二年、友初封于鄭。封三十三歳、百姓皆便愛之。幽王以爲司徒。和集周民、周民皆説、河雒之間、人便思之。爲司徒一歳、幽王以褒后故、王室治多邪、諸侯或畔之。……二歳、犬戎殺幽王於驪山下、并殺桓公。

とあり、始祖の桓公友は周厲王の末子で、宣王の弟とされ、周宣王二十二年（前 806 年）に鄭に封ぜられ、甥にあたる周幽王から司徒とされ、幽王十一年

⁴ ee（單育辰）「清華六《鄭武夫人規孺子》初讀」（簡帛網 簡帛論壇、2016 年 4 月 16 日、<http://www.bsm.org.cn/bbs/read.php?tid=3345>）。

⁵ 前掲注 2 論文注【25】参照。

⁶ 王寧「清華簡六《鄭武夫人規孺子》寬式文本校讀」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心、2016 年 5 月 1 日、<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/2784>）。

⁷ 『史記』十二諸侯年表鄭桓公元年索隱には「宣王母弟。」とある。

(前 771 年)、鄭桓公三十六年に犬戎の侵攻により幽王と共に殺害されている。

桓公の殺害後、擁立されたのが 2 代目の武公であり、『史記』鄭世家には、
鄭人共立其子掘突、是爲武公。武公十年、娶申侯女爲夫人、曰武姜。生太子寤生、生之難、及生、夫人弗愛。後生少子叔段、段生易、夫人愛之。二十七年、武公疾。夫人請公、欲立段爲太子、公弗聽。是歲、武公卒、寤生立、是爲莊公。

とある。ここで描かれる夫人が本篇の武夫人に相当する武姜である。彼女については、『左傳』隱公元年にも同様の記事がある。

初、鄭武公娶于申、曰武姜、生莊公及共叔段。莊公寤生、驚姜氏、故名曰寤生、遂惡之。愛共叔段、欲立之。亟請於武公、公弗許。及莊公即位、爲之請制。

武姜が武王を生んだ際に難産だったのでこれを憎み、安産だった弟の叔段を愛したこと、この記事に續いて描かれる莊公と共叔段・武姜との争い、そして莊公と武姜との和解は、本篇には全く記されていない。その武姜は申の出身である。申は姜姓國で⁸、『史記』周本紀に、

三年、幽王嬖愛褒姒。褒姒生子伯服、幽王欲廢太子。太子母申侯女、而爲后。後幽王得褒姒、愛之、欲廢申后、并去太子宜臼、以褒姒爲后、以伯服爲太子。……當幽王三年、王之後宮見而愛之、生子伯服、竟廢申后及太子、以褒姒爲后、伯服爲太子。……幽王以虢石父爲卿、用事、國人皆怒。石父爲人佞巧前諛好利、王用之。又廢申后、去太子也。申侯怒、與緄・西夷犬戎攻幽王。幽王舉烽火徵兵、兵莫至。遂殺幽王驪山下、虜褒姒、盡取周賂而去。於是諸侯乃即申侯而共立故幽王太子宜臼、是爲平王、以奉周祀。

とあるように周幽王の子である平王宜臼の母の出身國でもあり、西周滅亡の契機となった存在である。この出自も本篇には言及されていない。

舅父については先に述べたように、傳世文獻にその名が見えない。『左傳』には祭仲（祭足、隱公元年等）・原繁・洩駕（以上隱公五年等）・良佐・五父

⁸ 『左傳』隱公元年「初、鄭武公娶于申、曰武姜。」、孔疏「外傳說伯夷之後曰「申呂雖衰、齊許猶在」、則申呂與齊許俱出伯夷、同爲姜姓也。」

(以上隠公七年)・高渠彌(桓公五年)などといった大夫が見える。就中、祭仲は莊公の側近としてかなり活躍するが、舅父が彼らと関係あるかは本篇のみにては不明である⁹。

本篇簡1-2、武夫人の會話において、鄭武公は、

昔虘(吾)先君、女(如)邦廼(將)又(有)大事、牝(必)再三進夫
=(大夫)而與之虘(偕)愾(圖)。既旻(得)愾(圖)乃爲之、毀愾
(圖)所馭(賢)者、女(焉)繻(申)之以龜筮(筮)、古(故)君與夫
=(大夫)龜(晏)女(焉)、不相旻(得)咎(惡)。

昔虘(吾)が先君、女(如)し邦に廼(將)に大事又(有)らば、牝
(必)ず再三夫=(大夫)を進めて而して之と虘(偕)に愾(圖)る。既
に愾(圖)を旻(得)て乃ち之を爲し、毀ちては馭(賢)とする所の者
に愾(圖)れば、女(焉)ち之を繻(申)ぬるに龜筮(筮)を以てす、
古(故)に君と夫=(大夫)と女(焉)に龜(晏)かにして、相ひ咎(惡)
むを旻(得)ず。

とされ、彼が大夫と共同して國の大事にあたり、君主と大夫とはよい関係にあったことが語られる。鄭武公は、本篇同じく清華簡第6冊に収載される『鄭文公問於太伯』甲篇簡6-7には、

棐(世)及虘(吾)先君武公、西馘(城)伊(伊)闕(澗)、北遘(就)
邠(鄔)・鄆(劉)、縶(軛)郟(蔿)・竽(邗)之國、魯・墮(衛)・
鄆(蓼)・鄆(蔡)邾(來)見。

棐(世)虘(吾)先君武公に及び、西のかた伊(伊)闕(澗)に馘(城)
き、北のかた邠(鄔)・鄆(劉)に遘(就)き、郟(蔿)・竽(邗)の國
を縶(軛)し、魯・墮(衛)・鄆(蓼)・鄆(蔡)邾(來)見す。

と書かれており¹⁰、鄭國の勢力を擴張して、魯・衛・蓼・蔡といった諸侯を來朝させた君主として記録されている。

⁹ 陳偉「鄭伯克殷“前傳”的歷史敘事」(中國社會科學網、2016年5月30日、http://www.cssn.cn/lx/lxkj/201605/t20160530_3028614.shtml)は、舅父が祭仲と同一人物である可能性を論ずる。

¹⁰ 清華簡『鄭文公問於太伯』甲・乙篇の釋文は、馬楠負責「《鄭文公問於太伯(甲、乙)》釋文・注釋」(清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』(陸)、中西書局、上海、2016年4月)に據る。

またその内政については本篇簡2-3に、

區=(區區) 奠(鄭) 邦、臞(望) 虐(吾) 君、亡(無) 不盈(盈) 元
(其) 志於虐(吾) 君之君己(己) 也。使(使) 人姚(遙) 聞(聞) 於邦
=(邦、邦) 亦無大繇(賦) 於萬民。

區=(區區) たる奠(鄭) 邦、虐(吾) が君を臞(望) みては、元(其)
の志を虐(吾) が君の己(己) に君たるを盈(盈) たさざること亡(無)
きなり。人をして邦に姚(遙) 聞(聞) せ使(使) め、邦も亦た大いに
萬民に繇(賦) する無し。

とされ、読みにくい箇所ではあるが、武公が望むことは全て遂げ、人民の意見に耳を傾けようとし、重い賦役を彼らに課することもなかったという。そこから窺えるのは、民衆に配慮し、鄭國發展の基礎を築いた名君としての武公である。

本篇で問題となるのは、鄭國の混亂である。簡3-5に、

虐(吾) 君函(陷) 於大難之中、尻(處) 於墮(衛) 三年、不見元(其)
邦、亦不見元(其) 室。女(如) 母(母) 又(有) 良臣、三年無君、邦
冢(家) 亂(亂) 已(也)。自墮(衛) 與奠(鄭) 若卑(辟) 耳(咄) 而
啓(謀)。

虐(吾) が君 大難の中に函(陷) り、墮(衛) に尻(處) ること三年、
元(其) の邦を見ず、亦た元(其) の室を見ず。女(如) し良臣又(有)
る母(母) く、三年君無くんば、邦冢(家) 亂(亂) るるなり。墮(衛)
自り奠(鄭) に與りを卑(辟) 耳(咄) して啓(謀) るが若し。

とある。武公の時、鄭で内亂があり、武公は鄭國を離れて3年間衛國におり、もし良い臣下がおらず、その間鄭には國君がいない状態であれば、國は亂れたに違いない、つまり良臣がいたとされる。その際、武公は衛から鄭のことを謀ったというが、これは自派の大夫達と鄭國への復歸を圖っていたということであろう。春秋時代にはこの種の國君出奔は魯哀公のようにしばしば見られる。こうした場合、大概は代わりの國君が立てられるものである。鄭でも莊公の子である昭公・厲公の争いによるそれぞれの出奔と復歸が『左傳』桓公十一年・同十五年・莊公十四年に見える。ただ武公の出奔を記録する傳世文獻は皆無であり、出土文獻にも本篇以外には現在のところ見られず、本

篇と同じ清華簡で鄭の歴史を記述する『繫年』や『鄭文公問於太伯』にもそのことは書かれていない。武公の先代の桓公は、西周滅亡の折に周幽王と運命を共にしている。だから傳世文獻に記載がないものの、本篇の記事はその際のことではないかと推測するのは必ずしも不自然なことではない¹¹。その間の事情について、清華簡『繫年』第二章簡5-10は、

周幽王取妻子西繻（申）、生坪（平）王 =（王。王）或取（取）孚（褒）人之女。是孚（褒）忘（姒）、生白（伯）盤。孚（褒）忘（姒）辟（嬖）于王 =（王、王）與白（伯）盤述（逐）坪 = 王 =（平王、平王）走西繻（申）。幽王起自（師）、回（圍）坪（平）王于西繻 =（申、申）人弗敗（昇）。曾（繪）人乃降西戎、以攻幽 = 王 =（幽王、幽王）及白（伯）盤乃滅、周乃亡。邦君者（諸）正乃立幽王之弟舍（余）臣于鄘（虢）。是嚳（攜）惠王。立廿二（二十）又一年、晉文侯載（仇）乃殺惠王于鄘（虢）。周亡王九年、邦君者（諸）侯女（焉）台（始）不朝于周、晉文侯乃逆坪（平）王于少鄂、立之于京自（師）。三年、乃東遷（徙）、止于成周、晉人女（焉台（始）啓于京自（師）。奠（鄭）武公亦政（正）東方之者（諸）侯。武公即殲（世）、臧（莊）公即立（位）。臧（莊）公即殲（世）、邵（昭）公即立（位）。

周の幽王、妻を西繻（申）より取り、坪（平）王を生む。王或いは孚（褒）人の女を取（娶）る。是れ孚（褒）忘（姒）にして、白（伯）盤を生む。孚（褒）忘（姒）、王に辟（嬖）せられ、王と白（伯）盤と坪（平王）を述（逐）い、坪（平）王西繻（申）に走る。幽王自（師）を起し、坪（平）王を西繻（申）に回（圍）み、繻（申）人敗（昇）れず。曾（繪）人乃ち西戎に降りて、以て幽王を攻め、幽王と白（伯）盤と乃

¹¹ 李學勤「有關春秋史事的清華簡五種綜述」（『文物』2016-3、北京、2016年3月）80頁は、清華簡『繫年』「周亡王九年、邦君諸侯焉始不朝于周、晉文侯乃逆平王于少鄂、立之于京師。三年、乃東徙、止于成周。」により、平王を迎えたのは幽王滅亡後九年の前762年であり、『毛詩正義』引鄭玄『詩譜』に「晉文侯・鄭武公迎宜咎于申而立之、是爲平王。以亂故、徙居東都王城。」とあるように、平王を擁立した時点では鄭國に復歸していたとする。ただ、清華大學出土文獻讀書會「清華六整理報告補正」（清華大學出土文獻研究與保護中心、2016年4月16日、<http://www.tsinghua.edu.cn/publish/cetpr/6842/20160416052940099595642/1460755838759.pdf>）における程浩の見解のように、本篇のこの記事を平王東遷に関連づけつつも、武公は完全には衛におらず、鄭・衛の境界で平王を輔佐したことを「處衛」と稱したとする解釋もある。

ち滅び、周乃ち亡ぶ。邦君者（諸）正乃ち幽王の弟舎（余）臣を鄒（虢）に立つ。是れ嚙（攜）惠王なり。立ちて廿又一年、晉の文侯戟（仇）乃ち惠王を鄒（虢）に殺す。周の王亡きこと九年、邦君者（諸）侯女（焉）ち訶（始）めて周に朝せず、晉の文侯乃ち坪（平）王を少鄂に逆え、之を京自（師）に立つ。三年にして、乃ち東遷（徙）し、成周に止まりて、晉人女（焉）ち訶（始）めて京自（師）に啓く。奠（鄭）の武公も亦た東方の者（諸）侯を政（正）す。武公即磔（世）し、臧（莊）公即立（位）す。臧（莊）公即磔（世）し、邵（昭）公即立（位）す。

と描寫する¹²。そもそも『繫年』の平王東遷記事についても、「周亡王九年」や「三年乃東徙」の解釋にまつわる決着のつき難い議論があるのだが¹³、本篇の記事はそれを更に複雑にする可能性がある。鄭武公の出奔は、『繫年』における攜惠王の即位と關係している可能性もないわけではないが、『繫年』における鄭武公は、平王の擁立にあたって東方諸侯を正したことが書かれているだけである。ただこうした武公の殊勲は、本篇や『鄭文公問於太伯』に書かれたその功績と關連性を有するものとみなすことは可能である。

鄭武公の苦難について述べた後、本篇簡5-8で武夫人は、

今虐（吾）君既〈即〉棗（世）、乳＝（孺子）女（汝）母（母）智（知）邦正（政）、誼（屬）之夫＝（大夫）、老婦亦猶（將）糾（糾）攸（修）宮中之正（政）、門檻之外母（母）敢又（有）智（知）女（焉）。老婦亦不敢以睪（兄）弟昏（婚）因（姻）之言以亂（亂）夫＝（大夫）之正（政）。乳＝（孺子）亦母（母）以執（替）豎（豎）・卑御・勤力・決（价）駢（駢）・媼（媼）妬之臣躬（躬）共（恭）元（其）庭（顔）色、壘（掩）於元（其）考（巧）語、以亂（亂）夫＝（大夫）之正（政）。

今虐（吾）が君棗（世）に既〈即〉き、乳＝（孺子）、女（汝）邦の正（政）を智（知）る母（母）かれ、之を夫＝（大夫）に誼（屬）し、老婦も亦た猶（將）に宮中の正（政）を糾（糾）攸（修）すれば、門檻の外、敢へて女（焉）を智（知）ること又（有）る母（母）かれ。老婦も亦た

¹² 釋文は拙稿「清華簡『繫年』譯注・解題」（『東京大學東洋文化研究所紀要』170、東京、2016年12月）383-384頁によるが、一部修正を加えた。

¹³ 關連論争については、拙稿前掲注12論文369-382頁参照。

敢へて甞（兄）弟昏（婚）因（姻）の言を以て以て夫＝（大夫）の正（政）を亂（亂）さざらん。乳＝（孺子）も亦た執（摯、嬖）豎（豎）・卑御・勤力・𠂔（价）駟（馭）・媠（媚）妬の臣を以て元（其）の産（顔）色を躬（躬）共（恭）せしめ、四たび元（其）の考（巧）語を角（掩）ひ、以て夫＝（大夫）の正（政）を亂（亂）るること母（母）かれ。

と宣言する。ここも読みにくい箇所を含むが、大意としては、武夫人は幼少の莊公に對して、政治に關與せず、これを大夫に委ね、宮中のことは武夫人が行うので、武夫人自身も莊公も大夫達の政治に干渉してはならないということである。幼君にかわって大夫が執政するわけである。ここで清華簡について想起されるのは、『繫年』における周の東遷記事である。先に引用した『繫年』第二章では、幽王の死後、邦君諸正が幽王の弟である惠攜王余臣を擁立したとある。その惠攜王政權がいかなるものであったか、詳しく書かれてはいないが、擁立の事情から、惠攜王を擁立した人々が政治を主導した可能性が高い。その惠攜王を倒した平王も、晉文侯や鄭武公により擁立されている。周王なので、輔佐する人々が鄭の國君の場合より一ランク上になり得るが、支配者層の上層が君主の承認を得た形をとって執政する形式にさほどの違いはない。こういった上位の支配者層が君主の権限の一部ないし全てを代行して執政に與ることは、春秋時代以前においては頻繁に見られることであり、先行研究ではその本質が血縁理念に基づく氏族制に歸せられる¹⁴。それが戦國時代になると、官僚制が進展して春秋時代までの氏族制的基盤に立脚する集團指導的システムは廢れていくと理解される。ただ幼君の即位といった、十分にその任に耐えない人物が君位に即いた際、母后や大臣達が執政する方

¹⁴ 侯外廬『中國古代社會史論』（人民出版社、北京、1955年6月）は史的唯物論に立ちつつも、殷周社會が奴隸制ではなく宗法による氏族制を基盤とすることを論ずる。増淵龍夫『中國古代の社會と國家—秦漢帝國成立過程の社會史的研究—』（弘文堂、東京、1960年2月）の序論に見られるように、秦漢帝國的成立過程を論ずるにあたって、殷周期の氏族制がその前段階とされた。殷周國家のあり方については、宮崎市定「中國上代は封建制か都市國家か」（『史林』33-2、京都、1950年4月）1-20頁、貝塚茂樹『中國の古代國家』（中央公論社、東京、1976年5月）1-390頁の都市國家論、松丸道雄「殷周國家の構造」（『岩波講座世界歴史4 古代4 東アジア社會の形成I』、岩波書店、東京、1970年5月）49-100頁）の邑制國家論、岡村秀典「農耕社會と文明の形成」（『岩波講座 世界歴史』3、岩波書店、東京、1998年1月）77-102頁の初期國家論・祭儀國家論など、多くの研究がある。

式は後の時代まで存続したわけである。

さて、本篇ではこの後も武公の先例を引きつつ、大夫達を用いて鄭國を發展させるよう、武夫人は莊公に訓戒し續ける。そうすれば「三歳」で「幸果」があり、先君の加護も受けるであろうとする。それを承けて莊公は大夫達に向かって、大夫と百官とに政治を委ねることを誓う。次いで舅父が大夫達を訓戒し、莊公が重任を大夫達に預けたこと、武公の葬儀の期日について述べる。

ここから時間が小祥の日に飛び、大夫達が舅父を通して莊公に進言する。このあたりも簡牘の配列問題も絡んで解釋が難しいが、要は、莊公から政治を委任されたことについて、先君武公を辱めないよう務めを果たすことをいうのであろう。

これに對して莊公は簡 16-18 で、

二三夫=(大夫) 不尚(當) 母(母) 然、二三夫=(大夫) 虜(皆) 虜(吾) 先君齋=(之所) 付孫也。虜(吾) 先君智(知) 二三子不忒=(二心)、甬(用) 屢(歷) 受(授) 之邦。不是狀(然)、或(又) 稱(稱) 起(起) 虜(吾) 先君於大難之中。今二三夫=(大夫) 畜孤而乍(作) 女(焉)。幾(豈) 孤元(其) 跂(足) 爲免(勉)、冏(抑) 亡(無) 女(如) 虜(吾) 先君之慙(憂) 可(何)。

二三夫=(大夫) 尚(當) に然る母(母) からんとせず、二三夫=(大夫) は虜(皆) 虜(吾) が先君(=鄭武公) の孫を付する所なり。虜(吾) が先君 二三子の忒=(二心) あらざるを智(知) り、甬(用) て之に邦を屢(歷) く受(授) く。是れ狀(然) らずんば、或(又) 虜(吾) が先君を大難の中に稱(稱) 起(起) せん。今二三夫=(大夫) 孤を畜ひて女(焉) に乍(作) る。幾(豈) に孤元(其) れ免(勉) むるを爲すに跂(足) りんや、冏(抑) も虜(吾) が先君の慙(憂) ひを女(如) 可(何) ともする亡(無) からん。

と答える。この文章もかなり讀みにくいのであるが、先の大夫達の言葉を受けて、大夫達の忠臣にふさわしい執政を経験する中で、先君武公に憂いのなきよう、自分も君主としてふさわしい者になることを誓っているのであろう。

結局のところ本篇は、幼少で即位した鄭莊公がその母の武夫人から訓戒を

授けられ、重臣の舅父からの上奏も受けて、重臣達の執政の中で、先代の武公の如く、謙って大夫達の意見に耳を傾け、民衆のことを心に掛ける鄭國の理想的な君主になろうとする決意表明を描寫した文獻だといえる。

本節では『鄭武夫人規孺子』の内容をたどったが、そうした内容を有する本篇は、いつごろ成立したものであろうか。そこで次節では、本篇における重要問題の一つである成書年代について検討していくことにする。

2. 『鄭武夫人規孺子』の成書年代

清華簡の竹簡の年代は、AMS法による放射性炭素年代測定で前305 ± 30年とされる¹⁵。それを前提として、本篇の成書についてはその發表當初から整理者による見解が呈示されている。整理者は、本篇が春秋前期、つまり本篇で描かれる事件からさほど離れることのない時期に形成され、この竹簡本は戦國時代の抄本だとする¹⁶。李守奎は、『左傳』が鄭莊公とその母である武姜との争いを描くことを傍證として、本篇は鄭武公の死後における、武夫人・嗣君（鄭莊公）・大夫の間の権力鬭争を記録したものとする¹⁷。

本篇の内容からいえば、當然としてその上限は鄭莊公期より遡ることはあり得ない。整理者説は成書を遡及のほぼ限界ともいえる早期の段階に置く。確かに推測され得る上限として設定される成書年代はそうなるであろうが、本篇を春秋時代成立の戦國時代における抄本とする強い根拠があるわけではない。

ところが本篇には戦國時代以降の文獻に見える表現がしばしば見られる¹⁸。例えば、簡3の「繇賦」(『韓非子』詭使「悉租税、専民力、所以備難、充倉府也。而士卒之逃事状匿、附託有威之門以避徭賦、而上不得者萬數。」¹⁹)、

¹⁵ 清華大學出土文獻研究與保護中心編 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡』(壹)(中西書局、上海、2010年12月)「前言」3頁。

¹⁶ 前掲注3 103頁。

¹⁷ 李守奎「『鄭武夫人規孺子』中の喪禮用語與相關的禮制問題」(『中國史研究』2016-1、北京、2016年2月)。

¹⁸ 以下の用例について、詳細は前掲注2を参照。

¹⁹ 『韓非子』について、木村英一『法家思想の研究』(弘文堂、東京、1944年3月)附録「韓非子考

簡5の「常心」(『老子』王弼注本第四十九章「聖人無常心、以百姓心爲心。」²⁰、
『莊子』德充符「常季曰、彼爲己以其知、得其心以其心、得其常心、物何爲最
之哉。」²¹)、「既(即)世」(『左傳』成公十三年「穆、襄即世」²²など)、簡7の

證)によれば、通行本『韓非子』五十五編は、孤憤・説難・姦劫弑臣・五蠹・顯學篇が韓非の
自著に近く、和氏篇はそれに準じるとし、以下、韓非の學説言行の後人によって輯められたもの、
多種多様の韓非後學の著作、韓非學派の人々の學説言行を後人が輯めたもの、韓非よりその
後學に至るまでたえず集積された學派の共有財産である所の説話や思想、韓非學派以外の人々の
韓非に關する記述、韓非もしくはその學派の言と誤認された他家言からなるとされる。
『韓非子』が篇によって戰國後期からそれ以後の成立に分かれるという理解は通説化している。
諸子の著作年代については、鄭良樹『諸子著作年代考』(北京圖書館出版社、北京、2001年9月)
が簡潔に先行研究を整理している。

²⁰『老子』については、出土資料の發見以前は、老子一人の作ではなく時間をかけて漢代に成立したとする説が有力であった。池田知久『老子—その思想を読み盡くす—』(講談社、東京、2017年3月)第2章「『老子』という書」はその先行研究に触れつつ、成書を戰國時代以前とする今日の多數説を批判して戰國末から前漢初期に置く。谷中信一『『老子』經典化過程の研究』(汲古書院、東京、2015年12月)9-10、225-252頁は、主要な先行研究および郭店楚簡『老子』の發見を踏まえつつ、その成立を前300年頃(楚簡本)から前200年頃(馬王堆帛書本)の間とする。

²¹『莊子』については、唐の韓愈、宋の蘇軾・蘇轍にはじまり、明末の朱得之・李贄・焦竑に及ぶまで、その外篇・雜篇が莊子の自著でないことが論ぜられ、以後定説化していった。しかし、武内義雄「老子と莊子」(『武内義雄全集』6、角川書店、東京、1978年9月)114頁は、通行本における内・外・雜篇は、その區別が亂されており、内篇が莊周の手筆で他は後學の附益とは限らないことを述べている。津田左右吉『道家の思想とその展開』(改版、岩波書店、東京、1939年11月)全集版56頁は、通行本『莊子』は戰國末から漢初にかけて幾人かの逸名の作者の手になった多くの著作とする。池田知久『道家思想の新研究—『莊子』を中心として—』(汲古書院、東京、2009年2月)43頁は、この定説に疑問を呈し、一部分は戰國中期から前漢武帝期に、思想家集團としての「莊子」によって書かれたと考えている。

²²『左傳』については、劉逢祿『左氏春秋考證』二卷(『皇清經解』一千二百九十四~五卷)、康有爲『新學僞經考』(萬木草堂、1888年)、飯嶋忠夫『支那曆法起源考』(岡書院、東京、1930年1月)、津田左右吉『左傳の思想史的研究』(東洋文庫論叢二二、東京、1935年9月)、童書業『春秋左傳研究』(上海人民出版社、上海、1980年10月)などが『左傳』前漢末僞作説に立つ。劉光漢「讀左劄記」(『國粹學報』1・3・4・8・11・13・18・20・22、上海、1905年2月-1906年9月)、章炳麟『春秋左氏讀敘録』一卷(『章氏叢書』、浙江圖書館、1917-1919年)、潘萬木『左傳』敘述模式論(華中大學出版社、武漢、2004年9月)42頁は、左丘明の作とし、浅野裕一「『春秋』の成立時期—平勢説の再検討—」(『中國研究集刊』29、大阪、2001年12月)らが戰國前期、新城新藏『東洋天文學史研究』(弘文堂、東京、1928年9月)、錢穆「吳起傳左氏春秋攷」(『先秦諸子繫年(增訂版)』、香港大學出版社、香港、1956年6月)、鎌田正『左傳の成立とその展開』(大修館書店、東京、1963年3月)、平勢隆郎『左傳の史料批判的研究』(東京大學東洋文化研究所、汲古書院、東京、1998年12月)、吉本道雅「左傳成書考」(『立命館東洋史學』25、京都、2002年7月)などは戰國中期とする。板野長八「左傳の作成」(上)(下)(『史學研究』127、128、廣島、1975年6月、9月)は戰國末の成書とする。今なおこの問題に完全に決着がついたとはいえないが、筆者は古い表現が用いられながらも、成立年代は少なくとも戰國中期に下るとするのが妥當だと考えている。拙著『先秦家族關係史料の新研究』(東京大學東洋文化研究所、汲

「卑（嬖）御」（郭店楚簡『緇衣』簡 23 は「嬖御」、『禮記』緇衣は「卑御」に作る²³）、簡 9 の「禦寇」（『易』蒙卦上九爻辭「擊蒙。不利爲寇。利禦寇。」、同象傳「利用禦寇、上下順也。」²⁴、『左傳』襄公二十六年「子展說、不禦寇。」）、簡 10 の「四鄰」（『左傳』襄公四年「戎狄事晉、四鄰振動、諸侯威懷、三也。」、『詩』唐風山有樞毛序「四鄰謀取其國家而不知、國人作詩以刺之也。」、『國語』晉語二「君若惠顧社稷、不忘先君之好、辱收其逋遷裔胄而建立之、以主其祭祀、且鎮撫其國家及其民人、雖四鄰諸侯之間之也、其誰不傲懼於君之威、而欣喜於君之德。」²⁵、『老子』第十五章「猶兮、若畏四鄰。」など）、簡 13 の「小祥」（『禮記』間傳「父母之喪、既虞卒哭、疏食水飲、不食菜果。期而小祥、食菜果。」など）、簡 15 の「君定」（『左傳』哀公六年「國之多難、貴寵之由、盡去之而後君定。」など）、簡 16・17 の「授之邦」（『莊子』德充符「國无宰、寡人傳國焉。悶然而後應、汜若而辭。寡人醜乎卒授之國。」、『史記』秦本紀「固問、語三日、繆公大說、授之國政、號曰五殺大夫。」）などがそれであり、か

古書院、東京、2008年3月）504頁参照。

²³『禮記』は曹魏の張揖以來、前漢の成立とするのが定説で、武内義雄「禮記の研究」（『武内義雄全集』3、角川書店、東京、1979年1月）228-237頁も、篇によっては古い禮經の残存があることを認めながらもその成立を漢代とした。しかし、郭店楚簡の発見以降、彭林「郭店楚簡與『禮記』的年代」（『中國哲學』21、遼寧教育出版社、瀋陽、2000年1月）のように年代を戰國時代とする説が現れ、それを支持する研究者が多いが、歐陽楨人「郭店簡『緇衣』與『禮記』緇衣的思想異同」（丁四新主編『楚地簡帛思想研究』2、湖北教育出版社、武漢、2005年4月）のように、出土文獻と傳世文獻の差異を非常に大きなものとする考えもある。澤田多喜男「郭店楚簡『緇衣』考索」（池田知久編『郭店楚簡儒教研究』、汲古書院、東京、2003年2月）337-338頁は、傳世『禮記』緇衣篇と郭店楚簡『緇衣』との對比により、『禮記』諸篇がかなり古い資料を残して保存している可能性を述べる。

²⁴『易』については、本田濟「周易の成立とその展開」（『東洋文化の問題』第1號、甲文社、京都、1949年6月）、武内義雄『易と中庸の研究』（岩波書店、東京、1943年6月）など参照。赤塚忠『書經・易經（抄）』（平凡社、東京、1972年6月）621-637頁は、六十四卦は鄒衍の五行説より後の戰國後期以降、十翼は彖傳・繫辭傳・文言傳が漢代より前で、それ以外は漢代だとする。近年ではこれも新出土資料発見を承けて年代が遡及する傾向がある。

²⁵『國語』については、康有爲『新學僞經考』（前掲注22書）が現本『國語』を原本『國語』の殘餘とし、孫海波「國語眞僞考」（『燕京學報』16、北平、1934年12月）が齊語は漢初の『管子』小匡篇を材料にしているとし、衛聚賢『古史研究』第1集（商務印書館、上海、1931年11月）164、182-183頁が前431年から前314年以降にかけて、左丘明の子孫達によって成書したとし、平勢隆郎『中國古代紀年の研究—天文と曆の検討から—』（東京大學東洋文化研究所、汲古書院、東京、1996年3月）238頁が元からの史傳・戰國中期以後の整理・漢代文帝頃の挿入があるとする。

なりの分量に上る。また簡 14 の「惶惶」は「茫茫」と讀む説に従えば²⁶、『楚辭』哀時命「惴茫茫而無歸兮、悵遠望此曠野。」²⁷ のように戦國以降の文獻に見える表現である。

以上の單語全てが實際には戦國時代より前に遡るとする可能性も皆無とはいえないが、やはり本篇の後代性を表していると考えるのが穩當な理解といえるであろう。

その他、簡 10 に

邦人聿（盡）馭（聞）之、乳＝（孺子）或延（誕）告、虐（吾）先君女（如）忍乳＝（孺子）志＝（之志）、亦猷（猶）跂（足）。

邦人聿（盡）く之を馭（聞）き、乳＝（孺子）或いは延（誕）に告げ、虐（吾）が先君 女（如）し乳＝（孺子）志＝（の志）を忍べば、亦た猷（猶）ほ跂（足）りん。

とある「邦人」は、『尚書』金縢や『論語』季氏に用例が見える²⁸。「邦人」は

²⁶ ee（單育辰）前掲注 4 の暮四郎（黄傑）説による。

²⁷ 『楚辭』の成立については、各篇の作者のどこまでを屈原や宋玉らに比定するかによって年代が前後するが、従来おおよそ戦國後期から漢代の幅で議論されてきた。星川清孝『楚辭の研究』（養徳社、天理、1961 年 3 月）、小南一郎『楚辭とその注釋者たち』（朋友書店、京都、2003 年 7 月）など参照。石川三佐男『楚辭新研究』（汲古書院、東京、2002 年 12 月）9-50 頁は漢代以來の研究史を整理する。近年では、石川や黄靈庚『楚辭與簡帛文獻』（人民出版社、北京、2011 年 3 月）などのように、出土文獻と関連づけて研究するものが増えている。

²⁸ 「邦人」ないし「國人」に関する問題については、増淵龍夫「春秋戦國時代の社會と國家」（『岩波講座世界歴史 4 東アジア世界の形成 I』、岩波書店、東京、1970 年 5 月、146-163 頁）、同『新版 中國古代の社會と國家』第三篇第三章「春秋時代の貴族と農民—「初めて敵に税す」の解釋をめぐる—」（岩波書店、東京、1996 年 10 月）488-491 頁、参照。彼らは邑制國家における公民的性格を持った基層構成員で、國の重大事には彼らの意見が影響を與えることもあった。また『尚書』については、松本雅明『春秋戦國における尚書の展開』（風間書房、東京、1966 年 2 月）、池田末利『尚書』（全釋漢文大系一一、集英社、東京、1976 年 4 月）「解説」、屈萬里『尚書釋義』（中華文化出版事業委員會、臺北、1956 年 8 月）、陳夢家『尚書通論』（商務印書館、上海、1957 年 7 月）、劉起野『尚書學史』（訂補本、中華書局、北京、1996 年 8 月）、同『尚書源流及傳本』（遼寧大學出版社、瀋陽、1997 年 3 月）、など参照。篇ごとの成立時期はともかく、全體として西周から戦國にかけて成立していったとするのが一般的な理解である。また宇野精一「解説」（『新釋漢文大系 書經』、明治書院、東京、1983 年 9 月）は『書』の基礎的な問題について解説している。清華簡發見以降、李學勤「論清華簡『保訓』的幾個問題」（『文物』2009-6、北京、2009 年 6 月）など、『逸周書』も含めてその成書年代を遡及する見解が強まっている。『論語』季氏篇については、武内義雄『論語之研究』（岩波書店、東京、1939 年 12 月）は、後人が種々な材料より孔子の語を拾集して孔子語録の補遺にあてた部分で、最も新しい部分は戦國末にまで下ると論ずる。つださうきち（津田左右吉）『論語と孔子の思想』（岩波書店、東京、1946 年 12 月）らも、戦國時代より遡る語句が存在することを認めつつ、戦國時代の末近くに成立し

「國人」とも書かれ、戦国時代より以前に遡り得る表現であるが、ここで幼君が大夫達に政權を委ねる際、「邦人」の同意が必要とされていることには注意が払われてもよいであろう。前節でも述べた、春秋時代以前に遡る氏族制に基づく統治システムがここで姿を現しているといえる。「邦人」の同意が莊公の權威を支えることになるが、それは中央集權支配とは異なる指向性をもつものである。

更に簡 15 の「蓋臣」も、『詩』大雅文王に「王之蓋臣、無念爾祖。」とあるように、春秋時代以前に遡る用語であり²⁹、こうした前時代的な用語は、本篇の由緒の古さ・正しさを装っていると見ることができる。

ところで、春秋時代の歴史説話的な性格をもった篇としては、『繫年』『鄭文公問於太伯』甲・乙篇の外、『楚居』『子儀』『子犯子餘』『晉文公入於晉』『趙簡子』『越公其事』がある。この中、『子産』は思想文獻的な性格をもつが、子産を事績が語られた説話として扱うことも可能である。『管仲』は齊桓公と管仲との對話篇といえようが、これも説話として捉えることはできる。これらからいえることは、あくまでも現在公開されている範囲においてであるが、清華簡の説話諸篇は、清華簡の出土地と想定される楚はもとより、晉・鄭・齊・越といった楚と密接な關係を有した諸國についてのものを主とする。

『繫年』については、その整理者・李學勤はそれが楚威王（位前 339–前 329 年）が越を滅ぼす前 333 年以前の成立で、楚肅王（位前 380–前 370 年）かそれより降って楚宣王（前 369–前 340 年）の時代に作られ、清華簡『楚居』と年代がだいたい同じだとする³⁰。陳民鎮は、越の滅亡年と推定される前 306 年

たことを想定する。

²⁹『詩』の成立については、詩序が西周初期から春秋中期に置くが、顧頡剛「讀詩隨筆」（『古史辨』第 3 冊、樸社、北平、1931 年 11 月）は戦国中期、飯島忠夫『支那古代史論』（補訂版、恆星社、東京、1941 年 4 月）は前 300 年以降、家井眞「『詩經』に於ける雅・頌の發生と成立」（『二松學舎大學論集』30、東京、1986 年 3 月）は前 4 世紀初めから前 3 世紀初めと年代を下げる。橋本増吉「詩經の作成年代に就いて」（『市村博士古稀記念東洋史論叢』、富山房、東京、1933 年 8 月）は前 770～前 620 年頃、目加田誠『詩經研究』（目加田誠著作集第 1 卷、龍溪書舎、東京、1885 年 11 月）は西周初期から春秋中期以降、松本雅明『詩經諸篇の成立に関する研究』（東洋文庫論叢第 41、東洋文庫、東京、1958 年 1 月）、白川靜『詩經研究—通論篇—』（朋友書店、京都、1981 年 10 月）は西周後期から春秋中期とする。

³⁰李均明負責「《鄭武夫人規孺子》釋文・注釋」（前掲注 3 書）、李學勤「清華簡〈繫年〉及有關古史問題」（『文物』2011-3、北京、2011 年 3 月）。

以前の成書とし、その作者を楚人と断定することはできないとする³¹。浅野裕一は、それは『楚居』同様、戦国楚の領域内で成立したものであり、子弟・父子関係など、何らかの濃密な繋がりを持つ複数の人物の手により、楚もしくは晉で一定の期間を費やして編集作業が継続された書物であり、國家の公的記録・正史ではなく、外交交渉などにあたる可能性が高い高級貴族の子弟に対して、予め必要な予備知識・歴史的教養を習得させる目的で、史官ないし学識豊かな貴族の手で編集されたとする³²。陳偉は、それを『漢書』藝文志に見える「鐸氏微三篇」としつつ、楚肅王期（前380-370年）の成書とし、作者は楚人とする³³。吉本道雅は、その大半を『左傳』の「抄撮」とし、楚宣王（369-340BC）末年ないし楚威王（339-329BC）初年あたりの成書とし、下限を前334年以前に置く³⁴。沈建華は、楚肅王期の前380-370年の成書として、『左傳』の成書年代とする前375-360年と同時期であり、それは定本ではなく、流行寫本とする³⁵。大西克也は、『繫年』が楚人の手になったと考えてほぼ間違いないが、その用字には非楚系の要素も見られ、『繫年』は楚の色合いを薄め、そこに展開されている歴史描寫に國際的な視野が裏打ちされているイメージを付與することを目的としており、浅野裕一がいうような高級貴族の子弟に予備知識を得させるため、史官ないし学識豊かな貴族の手で編集された、諸國の興廢を理解させてそこから教訓を読み取らせる、『國語』楚語上にいう「故志」の一つだったとする³⁶。

『繫年』の成書、特に年代については定論がないが、筆者は讀自に戦國中期説を是とし、また成書地域については楚地域に限らない可能性を論じたこと

³¹ 陳民鎮「清華簡《繫年》所見越國史新史料」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心、2012年3月18日）、陳民鎮「《繫年》“故志”説——清華簡《繫年》性質及撰作背景芻議」（『邯鄲學院學報』22-2、邯鄲、2012年6月）。

³² 浅野裕一「史書としての清華簡『繫年』の性格」（浅野裕一・小澤賢二『出土文獻から見た古史と儒家經典』、汲古書院、東京、2012年8月）98-102頁。

³³ 陳偉「清華大學藏竹書《繫年》的文獻學考察」（『史林』2013-1、上海、2013年2月）。

³⁴ 吉本道雅「清華簡繫年考」（『京都大學文學部研究紀要』52、京都、2013年3月）。

³⁵ 沈建華「試說清華《繫年》楚簡與《春秋左傳》成書」（陳致主編『簡帛・經典・古史』、上海古籍出版社、上海、2013年8月）。

³⁶ 大西克也「清華簡『繫年』の地域性に關する試論——文字學の視點から——」（『資料學の方法を探る』14、松山、2015年3月）。

がある³⁷。『鄭武夫人規孺子』も先に述べたように、戦国時代以降に特徴的な用語がいくつも見られることから、春秋前期まで遡るのは難しく、戦国時代まで下ることは間違いない。

本篇は戦国時代の成書でありつつも、その一部にかなり古めかしい表現を用いており、そうした表現に由来する思想の影響も受けていると想定される。これは本篇の性格と密接に関連すると考えられる。次節ではそのことについて考察を進めることとしたい。

3. 『鄭武夫人規孺子』の資料的性格

鄭國の政權は大夫達、恐らくは舅父を筆頭とする重臣達に委ねられ、母の武夫人は宮中の事にのみ関わり、政治から距離を置くかのように描かれている。これは『左傳』隱公元年の武姜とは相當に異なる立場ではないだろうか。また本篇と『左傳』隱公元年における鄭の内亂とを関連づけることも、本篇の内容からのみ見る限りは、かなり困難である。武夫人は莊公に訓戒を與えているだけで、權力欲や莊公に對する憎惡の類は見えず、それどころか自己の權限を宮中の中に自ら制限しており、ある意味理想化された母后に設定されているといえる。同様に、舅父を始めとする大夫達にも、鄭の君位を巡る分派の類は全く窺えず、これも幼君を補弼する理想的な臣下として描かれている。莊公に相當する「孺子」は、父の武公が臣下に謙った態度をとったことを手本として、武夫人に宮中を、大夫達に國政を委ね、「邦人」の同意を得て事を進めようと決意する國君である。『左傳』『史記』といった傳世文獻を念頭に置けば、本篇が舞臺とする鄭莊公の君位繼承の場面には奇異な感じさえ受ける。本篇の記す内容が史實かどうかは別にして、本篇は幼君即位の際における母后・重臣達、そして君主本人のとるべき行動を、その儀禮を通して示しているともいえる。

ところで現時点において公開されている清華簡の報告書には、本篇以外に

³⁷ 拙稿「清華簡《繫年》所見戰國時代的「楚」認識」(第十屆通俗文學與雅正文學「語言與文學」國際學術研討會、國立中興大學、台灣台中市、2014年10月24日)。

鄭の歴史を描いた篇が含まれる。『繫年』や『鄭文公問於太伯』甲・乙篇がそれである。『繫年』はその一部で鄭の歴史が記載されるに過ぎないが、『鄭文公問於太伯』甲・乙篇は全體がそれである。だが傳世文獻とは異なり、『繫年』第二章や『鄭文公問於太伯』でも、鄭莊公期の内紛についてが描寫されることはなく、鄭武公・莊公はその事績が顕彰されはしても貶されはしない。共叔段に至っては其名すら現れない。少なくとも鄭國の歴史について語る清華簡三篇は、莊公期までの鄭は輝かしいものであったとの視點に立っているとみてよい。『繫年』第二章簡 10-12 では、

臧（莊）公即殛（世）、邵（昭）公即立（位）。亓（其）夫 =（大夫）高之巨（渠）爾（彌）殺邵（昭）公而立亓（其）弟子釁（眉）壽。齊襄公會者（諸）侯于首止（止）、殺子釁（眉）壽、車戮（輶）高之巨（渠）爾（彌）、改立東（厲）公、奠（鄭）以訇（始）政（正）。楚文王以啓于灘（漢）塲（陽）。

臧（莊）公即殛（世）し、邵（昭）公即立（位）す。亓（其）の大夫高之巨（渠）爾（彌）、邵（昭）公を殺して亓（其）の弟子釁（眉）壽を立つ。齊の襄公者（諸）侯に首止（止）に會し、子釁（眉）壽を殺し、高之巨（渠）爾（彌）を車戮（輶）し、改めて東（厲）公を立て、奠（鄭）以て訇（始）めて政（正）し。楚の文王以て灘（漢）塲（陽）に啓く。とあり、昭公期における高之渠彌が昭公を殺して子眉壽を立てた事件を契機として、齊襄公が『繫年』では初めての會盟をとり行い、厲公を即位させて鄭を「正」しくし、楚文王が中原を中心とする歴史の表舞台に現れる。『繫年』以外の清華簡の『鄭武夫人規孺子』『鄭文公問於太伯』でも、鄭昭公期が時代の一つの區切りとなっているのかもしれない。それ故、この歴史觀から外れる事件は省略されたのではないだろうか。そういう意味では、本篇は幼君即位時の規範ないし理想型を示しているものと考えられる³⁸。それ故、

³⁸ 本篇における鄭武公の臣下に對する謙遜のさま、そして鄭莊公にそうした態度が推奨されるさまは、先秦時代の謙讓に關する思想と關連づけて議論する必要があるかもしれない。筆者はかつて先秦時代の「讓」の語について、それが戰國時代以降に君位繼承と絡めて用いられるようになり、理想的な繼承のあり方とされるようになったことを論じた。ここでは「讓」の語が問題となるわけではないが、謙遜・謙讓の態度が、本篇のような君位繼承の場面で取り上げられることは興味深い。

桓公期から武公初期の困難な時代を克服した武公・莊公期の鄭國は、政治的に安定した國として描かれている必要があったのである。『繫年』第二章には、昭公期以降の不安定な時代に入って、楚の北進が意味を持つことになるという意味が込められている。本来ならば鄭厲公擁立も楚の功績としたかったかもしれないが、他國との共通認識を缺く所謂「オルタナティブ・ファクト」は、楚國の内部のみでそれに關する議論が完結するならともかく、楚國の外部と關係する場合は意味をほとんど持たないであろうから、その叙述には中原諸國とある程度歴史認識の枠組みを共有することが可能な「史實」の規制がかかっていると理解できる。また本篇はその制限を逆用して、楚國に都合が良くかつ中原地域にも受容可能な歴史觀を構築しようとする、楚地域における知的作業の一環と捉えることもできよう。

清華簡において歴史叙述の取舍選擇が行われているとすれば、本篇に關する内容が見えない傳世文獻の『左傳』『國語』や『史記』ないしそれが據った材料等は、何らかの事情でこの説話を取り上げなかった可能性がある³⁹。その事情とは、特に『左傳』では鄭莊公期の混亂の主原因とされる武姜と莊公の不和を強調するところにあるのではないか。

また本篇は内容からいって、『國語』楚語上

教之春秋、而爲之聳前而抑惡焉、以戒勸其心。教之世、而爲之昭明德而廢幽昏焉、以休懼其動。教之詩、而爲之導廣顯德、以耀明其志。教之禮、使知上下之則。教之樂、以疏其穢而鎮其浮、教之令、使訪物官。教之語、使明其德、而知先王之務用明德於民也。教之故志、使知廢興者而戒懼焉。教之訓典、使知族類、行比義焉。

の「語」に相當する可能性がある。

本篇の成書地域についていえば、楚地域以外で成立したものがそのまま傳來した、もしくはその傳來したものに楚地域において若干手が加えられたか、或いは楚地域以外の材料をもとに楚地域で編纂された可能性がある。いずれ

³⁹ 孫飛燕『清華簡《繫年》初探』(中西書局、上海、2015年10月)84-110頁は、『繫年』と『春秋』『左傳』『史記』の異同や省略について述べ、『史記』の記事の信頼性は必ずしも『左傳』に劣らないとする。また同書111-125頁において、『繫年』と『左傳』『史記』の記事との矛盾から、『繫年』の記事の誤りをいくつか論じている。

の可能性もあり得るが、本篇の内容に傳世文獻との相違がかなり見られ、また先に述べたように本篇が『繫年』等の歴史観と整合性を持つことから、楚地域に傳來したものに楚地域で若干修正が施されたか、楚地域以外、恐らくは中原地域の材料をもとに楚地域で編纂されたかのいずれかではないだろうか。本篇に氏族制的秩序を強調する雰囲気があることもそれを裏書きする⁴⁰。

本篇の発見は単に傳世文獻の穴を埋めるだけではなく、歴史資料編纂のあり方を探る一つの手掛かりともなるものなのである。

む す び

清華簡『鄭武夫人規孺子』は、春秋前期における鄭國の理想的な幼君即位のあり方を描いた一篇である。戰國的表現をちりばめつつも、春秋時代以前に遡り得る言葉も用いて、文獻としての權威づけがなされている。それ故、本篇の成立は戰國時代より前の時代に遡ることはないといえる。また本篇は『國語』楚語上にいう「語」ジャンルに含まれる可能性もある。それが編纂された地域は、楚地域に傳來したものに楚地域で若干修正が施されたか、楚地域以外、恐らくは中原地域の材料をもとに楚地域で編纂されたかのいずれかであろう。本篇の内容は、同じ清華簡の『鄭武夫人規孺子』や『鄭文公問於太伯』甲・乙篇と對應しているとみられ、春秋前期の鄭武公・莊公期の鄭國は、西周末以來の混亂を乗り越えて、東周を支える存在となったと位置付けられている。それが鄭昭公期以降に再び政治が亂れ、それはもはや鄭國のみでは回復できないものとなった。そこに楚國が中原の政治史に出現する理由があるのである。そのためにも、楚の北進直前の鄭は安定から混亂へ急轉直下したものとして認識される必要があったのであろう。

こうした歴史観は『左傳』『史記』などの傳世文獻とは異なっており、清華

⁴⁰ 楚の氏族性的秩序の強さについては、『韓非子』問田篇「楚不用吳起而削亂、秦行商君而富強。」にその認識の萌芽が見られるように、戰國時代における政治改革の失敗と關連して説明されてきた。楊寬『戰國史』(1997 増訂版、臺灣商務印書館、臺北、1997 年) 196~199 頁、宋公文「略論吳起變法」(同『楚史新探』、河南大學出版社、開封、1988 年 9 月) 231~246 頁、增淵龍夫「韓非子喻老篇の所謂楚邦之法について」(『一橋論叢』40-6、東京、1958 年 12 月、同『新版 中國古代の社會と國家』(前掲注 28 書) 所收) など參照。

簡の歴史説話諸篇は、楚地域における文献受容と歴史観の確立を示すものである。楚地域における歴史観を構成するにあたって、楚地域内部のみで完結する「史實」を創造して利用することも可能だったかもしれないが、それはなされず、中原地域と共有できる「史實」が取捨選擇された上で利用された。

このことは、先秦時代において、中原諸國に受け入れられることのない獨自性の強すぎる歴史認識は實用面で意味のないものだったことを示すが、他方、共通するその認識を利用してどれだけ自らの利を圖れるかに、史書編纂の神髓があったともいえるのである。

※ 本稿は、JSPS 科研費 26284010 による研究成果である。